

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の 入札参加資格申請における納税証明書の取扱いの見直しについて

1 趣旨

令和7・8年度当初申請から、入札参加資格の申請要件である「広島県の県税について未納がないこと」の確認方法を見直します。

2 内容

従来、添付書類として求めていた「広島県の県税について未納がないことを県税事務所長が証した書面（いわゆる納税証明書）」の提出を不要とします。

見直し後は、建設産業課と広島県各県税事務所・分室との間で情報連携することにより「未納がないこと」の確認を行う予定です。

以下については引き続き書面の提出が必要です

- 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- 広島県以外の各申請先自治体が提出を求めている納税状況に関する証明書等
(広島県税の納税証明書を含む)
- 令和5・6年度入札参加資格の追加申請に申請する場合
- 合併等の特例的に書面により申請書を提出する必要がある場合

3 適用

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格申請
(令和7・8年度入札参加資格申請（当初申請）以降)